

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱

(令和3年2月10日 2新地地コ第481号)

改正 令和4年2月18日 3新地地コ第423号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 支援（第3条―第15条）
- 第3章 新宿区地域コミュニティ事業助成金意見聴取会（第16条―第22条）
- 第4章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、区民が主体となって活動する地域団体（以下「地域活動団体」という。）が自主的に行う地域課題への取組を支援することにより、新宿区（以下「区」という。）の地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自主的な組織で、地域自治を目的として現に地域的な活動を行っている団体、及び地方自治法第260条の2の規定に基づき区が認可した認可地縁団体をいう。
- (2) 地区町会連合会 町会・自治会が、特別出張所の所管区域（新宿区特別出張所設置条例（昭和24年12月23日 条例第12号）に基づく。以下同じ。）ごとに共同で組織した連合体による団体をいう。
- (3) 地区協議会 地域活動団体の情報共有のためのネットワークを構築し、区と対等な立場にある多様で開かれた協議の場として、また、区政に対する自由な議論や区との意見交換を行う区政参画の場として、各地域に関わる課題を自らの発想と力で解決していく地域づくりを進めることを目的に平成17年度に組織された団体をいう。
- (4) 地域コミュニティ 地域を基盤とした人と人とのつながりであり、そこに暮らす人々が共同体意識を持って、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開するための共同体をいう。
- (5) 地域コミュニティ事業 区内における地域コミュニティの活性化を目的とした事業で、その対象となる者が特定されていない開かれたものをいう。

- (6) 事業収入 地域コミュニティ事業における物品の販売又はサービスの提供に対する対価となるものをいう。

第2章 支援

(支援の対象)

第3条 この要綱に基づく支援（以下「支援」という。）の対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町会・自治会
- (2) 地区町会連合会
- (3) 地区協議会
- (4) マンション等共同住宅の居住者で構成される団体
- (5) 実行委員会（地域コミュニティ事業を実施することを目的に、地域住民が中心となって、委員会形式により結成された臨時的な団体で、その構成員に第1号から第4号までに掲げるいずれかの団体を含むものをいう。）
- (6) 地域コミュニティ事業を行う団体で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 団体の構成員のうち区内に住所を有する者が過半数であること。
 - イ 団体の構成員の数が5人以上であること。
 - ウ 団体の代表者又は責任者が明確で、かつ、区内に住所を有する者であること。
 - エ 団体の規約、定款等を有し、これに基づく運営及び活動を行っていること。
 - オ 団体への入会及び団体からの退会が自由であること。
- (7) ボランティア団体、NPO法人等社会貢献的活動を行う団体で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 団体の主たる事務所が区内に存すること。
 - イ 団体の構成員の数が5人以上であること。
 - ウ 団体の代表者又は責任者が明確であること。
 - エ 団体の規約、定款等を有し、これに基づく運営及び活動を行っていること。
- (8) その他区長が認める団体

(支援の内容)

第4条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる団体が行う地域コミュニティ事業のうち、次に掲げる事業であつて、区長が特に公益性があると認めるものに対する新宿区地域コミュニティ事業助成金（以下「助成金」という。）の交付
 - ア 地域全体の課題の解決に資する事業
 - イ 安全安心なまちづくりに資する事業
 - ウ 地域交流の促進に資する事業
- (2) 助成金に関する相談

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の対象としない。

- (1) 他の補助金等の交付決定を受けている又は申請中の事業
- (2) 営利活動、政治的活動又は宗教的活動を含む事業
- (3) 専ら会員など特定の者を対象とすると認められる事業
- (4) 宴会又はこれに類する事業
- (5) 助成金の交付を受けようとする年度と同一の年度において、既にこの助成金の交付決定を受けている事業（その目的、対象、手法等を総合的に勘案して同一と認められるものを含む。）
- (6) 助成金の交付を受けようとする年度内に完了しない事業
- (7) 助成金の交付を申請しようとする日より前に主な内容が終了している事業
- (8) 公募ごとに定める期間内にその主たる内容が実施されない事業
- (9) 全てを委託して行う事業

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の種類は別に定める。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、主な事業内容が交通安全運動、防犯パトロール、見守り活動、路上清掃、町会・自治会独自掲示板の改修・新設・移転又は防災訓練であり、事業実施において収入がない場合の助成金の額は、助成対象経費の総額に10分の9を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策に必要であると認められる物品関連経費に係る助成金の額は、当該経費の総額とする。ただし、当該経費が1万円を超える場合は、1万円に1万円を超える部分の額に前項に規定する割合を乗じて得た額を加算した金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を申請しようとする事業の実施により事業収入を得る場合の助成金の額は、当該事業の総事業費（助成対象外の経費を含む。）の額から当該事業収入の額を控除した額、又は前項の規定により算定される額のいずれか少ない額とする。

4 助成金の額の上限は1の事業につき10万円とする。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業のうち、平成30年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱（平成30年3月13日付け29新地地コ第554号）の施行前に、同要綱附則第2項の規定による廃止前の地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱（平成19年3月30日付 18新地地コ第810号）に基づき、1の事業につき1の年度において10万円以上の地区協議会まちづくり活動支援補助金の交付を受けた事業については、助成金の額の上限は1の事業につき50万円とする。

- (1) 1の特別出張所の所管区域内の全ての区民を対象とするスポーツ事業

- (2) 児童又は生徒の見守り事業等、1の特別出張所の所管区域の全域に関わる事業
 - (3) 広報誌発行事業
- 6 第4項の規定にかかわらず、マンション等共同住宅内の地域コミュニティを新たに立ち上げることを目的とする事業及び第3条に掲げる団体が互いに連携して実施する事業については、助成金の額の上限は1の事業につき20万円とする。
- 7 助成金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする団体は、申請する事業ごとに、当該事業を実施する場所（以下「事業予定地」という。）を所管する特別出張所（事業予定地がいずれの特別出張所にも属さない場合にあっては、地域振興部地域コミュニティ課の所管とする。以下同じ。）（以下「所管課」という。）を経由して区長に対し、新宿区地域コミュニティ事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、公募ごとに定める申請受付期間内に提出するものとする。

- (1) 団体の概要書
 - (2) 事業実施計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、事業予定地が2以上の所管課にまたがるときは、当該所管課のいずれか1を経由して区長に提出するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による申請に不備があると認めるときは、当該申請を行った団体に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。
(助成金の交付決定等)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたとき（同条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、補正がなされたとき。）は第16条に規定する新宿区地域コミュニティ事業助成金意見聴取会で各委員の意見及び評価を聴取し、取りまとめ、その結果に基づき、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定による助成金の交付を可とする決定（以下「交付決定」という。）を行ったときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の交付を否とする決定を行ったときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った団体に対し通知するものとする。
- 3 区長は、交付決定に際し必要な条件を付するものとする。
(助成金の請求等)

第9条 交付決定を受けた団体（以下「被助成団体」という。）は、速やかに、新宿区地域コミュニティ事業助成金請求書（第4号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

2 被助成団体が前条第2項の規定による通知を受けた時に既に助成金の交付決定を受けた事業が完了している場合における前項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「第13条第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知に基づき、速やかに」とする。

3 区長は、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

（助成事業の変更等）

第10条 被助成団体は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定内容変更申請書（第5号様式）により、区長に申請するものとする。ただし、第1号及び第2号において変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

(1) 助成事業に要する経費の区分を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき（中止とは、助成事業着手後に事業を取りやめることであり、廃止とは、助成事業着手前に事業を取りやめることである。）。

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、承認をすること又はしないことを決定したときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定内容変更通知書（第6号様式）により、当該申請を行った団体に対し通知するものとする。

（報告及び調査）

第11条 区長は、助成事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況について、被助成団体に対し、報告を求め又は調査を行うことができる。

2 区長は、前項の規定による報告の求め又は調査の結果、助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該被助成団体に対しその是正を求めることができる。

（事業実績報告）

第12条 被助成団体は、助成事業が完了したとき（第10条第2項の規定により助成事業の中止が承認されたときを含む。）又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、新宿区地域コミュニティ事業助成金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

(1) 事業成果報告書

(2) 収支決算書

(3) 収入及び支出の事実を明らかにした書類

(4) 事業実施に関する資料等

2 被助成団体が第8条第2項の規定による通知を受けた時に既に助成事業が完了している場合における前項の規定の適用については、同項中「助成事業が完了したとき（第10条

第2項の規定により助成事業の中止が承認されたときを含む。)又は交付決定に係る会計年度が終了したとき」とあるのは、「第8条第2項の規定による通知を受けたとき」とする。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第1項第4号において同じ。)の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて被助成団体に対し調査を行い、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金確定通知書(第8号様式)により、当該被助成団体に対し通知するものとする。
(交付決定の取消し)

第14条 区長は、被助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定の内容若しくはこれに付された条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条第1項の規定による報告の求め若しくは調査又は同条第2項の規定による是正の求めに応じなかったとき。
- (4) 第12条第1項の規定による報告を怠ったとき。
- (5) 前条第1項の規定による調査に応じなかったとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定取消通知書(第9号様式)により、当該交付決定を取り消された団体に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 区長は、次に掲げる場合には、期限を定めて既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第10条第2項の規定により助成事業の中止又は廃止を承認したとき。
- (2) 第13条第1項の規定により助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金に余剰が生じたとき。
- (3) 前条第1項の規定により交付決定を取り消したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の全部又は一部の返還を命ずることを決定したときは、新宿区地域コミュニティ事業助成金返還通知書(第10号様式)により、当該返還を命じられる団体に対し通知するものとする。

第3章 新宿区地域コミュニティ事業助成金意見聴取会

(設置)

第16条 助成金の適正な交付を図るため、所管課ごとに新宿区地域コミュニティ事業助成金意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第17条 意見聴取会では、次に掲げる事項に関する意見及び評価を聴取する。

- (1) 第7条第1項の規定による申請の内容に関すること。
 - (2) 助成金の交付の可否に関すること。
 - (3) 助成金の額の配分に関すること。
 - (4) その他区長が必要と認めること。
- 2 前項の規定による評価は、別表に定める評価基準により行うものとする。

(組織)

第18条 意見聴取会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、それぞれ当該意見聴取会に係る所管課の長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める員数の範囲内で会長が選任し、又は指名する。
 - (1) 当該意見聴取会に係る所管課の区域において活動する地域活動団体の構成員 2人
 - (2) 区職員 2人

(会長)

第19条 会長は、意見聴取会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 意見聴取会は、会長が召集する。

- 2 意見聴取会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 意見聴取会で聴取した各委員の意見及び評価については、区長が取りまとめる。

(会議の非公開)

第21条 意見聴取会は、非公開とする。

(庶務)

第22条 意見聴取会の庶務は、当該意見聴取会に係る所管課が担当する。

第4章 雑則

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第17条第2項関係）

評価項目	評価基準
団体評価	活動を着実に実施できる団体か
必要性 公益性	地域住民のニーズを把握し、需要に対応した事業内容であるか 公費で助成するにふさわしい事業内容であるか
地域性 交流性	地域住民や団体間の交流に寄与するか 地域全体のコミュニティの活性化や推進に寄与するか
安全性 安心性	参加者の安全・安心に配慮した事業内容であるか
計画性 実現性 発展性	事業計画書は実現可能な内容であり、今後の活動の発展も期待できるか
費用の合理性	収支予算は事業内容に対し合理的なものであるか

第1号様式（第7条関係）

新宿区地域コミュニティ事業助成金交付申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

団体所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

印

電話番号

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱（以下、「要綱」という。）
第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 申請事業名

2 対象となる助成率（新型コロナウイルス感染症対応経費除く） 4分の3 ・ 10分の9

3 助成金交付申請額 金 円

助成上限額：10万円 ・ 50万円（要綱第6条第5項） ・ 20万円（要綱第6条第6項）

※20万円上限を適用する事業（要綱第6条第6項の複数の団体が連携して実施する事業）の
場合は、第1号様式 別紙の提出が必要。

4 添付書類

（1）団体の概要書（申請団体分・連携団体分）

（2）事業実施計画書

（3）収支予算書

（4）その他

第1号様式（第7条関係）別紙

事業の連携実施に係る合意書

年 月 日

新宿区長 宛て

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱（以下、「要綱」という。）
第6条6項の規定に基づき、以下のとおり事業を連携して実施することについて合意します。

あわせて、連携先団体は申請団体に対し、新宿区地域コミュニティ事業助成金の申請、請求、受領、実績報告及び清算に関する事項を委任し、申請団体はこれを承諾します。

連携先団体

団体所在地	団体所在地
団体名	団体名
代表者役職・氏名 (自署)	代表者役職・氏名 (自署)
電話番号	電話番号

連携により見込まれる相乗効果

申請団体

団体所在地

団体名

代表者役職・氏名 (自署)

電話番号

第 年 月 日 号

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新宿区地域コミュニティ事業助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

2 助成事業名 _____

3 条 件

- (1) 事業本来の目的以外に使用しないこと。
- (2) 助成金の経理に不当な行為がないこと。
- (3) 事業内容に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- (4) 新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱及び新宿区地域コミュニティ事業助成募集要項を遵守すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業実施の際は、区の助言を踏まえること。

また、事業実施（準備の打ち合わせ等含む）にあたっては、参加者同士の距離を保ち換気をする、マスクの着用、手指消毒などの感染防止対策を確実に実施する等、政府の示す「新しい生活様式」の内容を踏まえること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業について、新宿区地域コミュニティ事業助成金の不交付を決定しましたので通知します。

記

申請事業名

第4号様式（第9条関係）

新宿区地域コミュニティ事業助成金請求書

年 月 日

新宿区長 宛て

団体所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で 交付決定 ・ 助成金額の確定
を受けた新宿区地域コミュニティ事業助成金について、新宿区地域コミュニティへの支援
等に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 助成金請求額 金 円
- 2 助成事業名
- 3 振込口座

金融機関名	銀行・信金・信組
支店名	本店 ・ 支店 支所 ・ 出張所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
口座名義	フリガナ

※ 振込口座名義が代表者と異なるときは、委任状を添付してください。その場合は、
上記「3 振込口座」の記入は必要ありません。

第5号様式（第10条関係）

新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定内容変更申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

団体所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり内容の変更を申請いたします。

記

1 助成事業名

2 変更事項 ① 変更 ② 中止 ③ 廃止 (○をつけてください)

3 変更内容

変更前	変更後

4 理由

5 廃止の場合

(助成事業を来年度以降も申請する場合、取組方法や課題等を記入してください。)

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定内容変更通知書

年 月 日付けで申請のありました助成事業の内容変更について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 承認します
- 2 不承認とします

第7号様式（第12条関係）

新宿区地域コミュニティ事業助成金実績報告書

年 月 日

新宿区長 宛て

団体所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

印

電 話 番 号

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱第12条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 助成事業名

2 添付書類

- (1) 事業成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収入及び支出の事実を明らかにした書類
- (4) 事業実施に関する資料等

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った新宿区地域コミュニティ事業助成金については、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成金確定額 金 _____ 円

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った新宿区地域コミュニティ事業助成金については、下記のとおり交付決定の取り消しを決定しましたので通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 取消の理由

様

新宿区長

新宿区地域コミュニティ事業助成金返還通知書

新宿区地域コミュニティ事業助成金額の確定に伴い、助成金の超過交付分について下記のとおり返還してください。

記

1 助成事業名

2 助成金返還額

- (1) 助成金交付済額
- (2) 助成金確定額
- (3) 助成金返還額

3 返還方法及び返還期限

別紙「納付書兼納入済通知書」により、同通知書に記載されている期限までに納付してください。